

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の方針（案）

違反行為等を行った産業廃棄物の処理業者及び施設設置者に対する行政処分（許可取消し及び停止命令）の方針として、以下のことを示す。

1 趣旨・目的

これまでも国通知に基づき行政処分を行ってきたが、行政処分に対する方針・考え方を改めて示すことにより、

- (1) 許可業者等の注意を喚起し、違反行為を抑止する。
- (2) コンプライアンスを徹底し、産業廃棄物の処理に対する社会的な信頼を確保する。

2 方針

- (1) 行政指導では法の目的を達成できないと認められる場合は、国通知に基づき厳正に行政処分を行う。

【考え方】

国通知では、どの条項に違反したかによって処分内容が一律に決められている。例えば、無許可の事業範囲変更（許可品目以外の廃棄物を取り扱う、積替保管の許可がないのに積替保管を行うなど）、委託基準違反（中間処理後の産業廃棄物の処理を無許可業者に委託するなど）、不法投棄、不法焼却などは、許可取消しとなる。また、各種届出義務違反、管理票記載義務違反、立入り検査拒否などは、30日間の停止命令となる。

このような重大な結果を招かないよう、各社には、経営者から従業員一人一人まで法令遵守の徹底を求める。

- (2) 違反行為の態様（①動機、②過去の違反歴、③該当する違反事由の数、④生活環境保全上の支障発生又は発生可能性、⑤自主的な是正措置又は原状回復の可能性などを考慮）によっては、国通知に掲げる処分内容を加重し、又は軽減することがある。

【考え方】

例えば、違反行為を繰り返す者や複数の違反行為を行った者に対しては、より厳しい処分を行うことがある。逆に、生活環境上の支障発生や是正措置の状況によっては、処分を軽減することもあり得る。

なお、国通知に基づき処分を行うことが原則であり、特に軽減については、あくまでも例外的な措置である。「軽減」の趣旨は、比較的軽度と思われるような違反行為であっても、単なる行政指導にとどまらず何らかの行政処分を行うという考え方に基づくものであって、むしろ「厳罰化」の姿勢を示すものである。

- (3) 行政処分を行った場合は、当該行政処分に係る情報を公表する。

【考え方】

これまでも市公報や市ホームページに処分内容等を掲載しているが、今後、違反行為を理由に本市が行政処分を行う場合は、報道機関にも情報を提供することとする。

なお、他の自治体が行政処分を行ったことに伴って本市が行政処分を行う場合や欠格要件に該当することが判明したことを理由に行政処分を行う場合は、報道機関への情報提供は行わない。